

## 令和2年 第9回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和2年4月17日(金) 開始時刻 午後1時30分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長, 伊藤一委員, 清島委員, 伊藤三千代委員, 大森委員
- 4 説明員 青木教育次長, 鈴木学校教育担当次長, 坂井教育企画課長,  
石和総務担当主幹, 吉岡学校管理課長, 口川学校教育課長,  
秋田学校健康課長, 秋山生涯学習課長, 山口文化課長,  
掛布スポーツ振興課長, 廻谷教育センター所長
- 5 書記 田上課長補佐, 横塚総務担当副主幹, 尾嶋係長, 関係長, 佐藤総括,  
樋口主事
- 6 傍聴者 2人
- 7 議題
  - (1) 審議事項
    - 議案第21号 令和2年度教育委員会の活動について
    - 議案第22号 宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正
    - 議案第23号 宇都宮市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
  - (2) 報告事項
    - 報告第25号 令和2年度教育委員会主要事業について
    - 報告第26号 教育行政相談の内容と対応について
    - 報告第27号 令和元年度宇都宮市奨学金貸付者の選考結果について
    - 報告第28号 令和元年度宇都宮市入学一時金貸付者の選考結果について
    - 報告第29号 教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程の一部改正
    - 報告第30号 宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正
    - 報告第31号 宇都宮市教育委員会会計年度任用職員の人事評価の実施に関する規程の制定
    - 報告第32号 宇都宮市教育委員会の職員の人事評価の実施に関する規程の一部改正
    - 報告第33号 新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言に伴う小中学校の休業について
    - 報告第34号 宇都宮市公園条例施行規則の一部改正
  - (3) その他
    - ① 令和2年度視聴覚ライブラリー映画会一覧について
    - ② 令和2年度「図書館カレンダー・しおり」広告掲載者の決定について
    - ③ 宇都宮市文化会館2020プログラムについて
    - ④ 宇都宮美術館 令和2年度展覧会スケジュールについて
    - ⑤ 第41回宇都宮市民芸術祭について
    - ⑥ 宇都宮市スポーツ推進審議会の開催結果について

## 8 議事の内容

事務局

新型コロナウイルス感染防止のため、会議運営にあたり、3つの対策を講じて会議を開催したい。

一つ目に、換気の悪い密閉空間にならないよう、外気を取り入れる換気を実施する。

二つ目に、飛沫感染を防ぐため、会議出席者全員がマスク着用の上、発言は起立せず着席にて行う。

三つ目に、長時間の密集密接を避けるため、審議事項の決定に際し、判断を要する質疑以外については、会議後の「委員deサロン」等に対応するので、会議の円滑な進行にご協力いただきたい。

教育長

ただいまから、第9回宇都宮市教育委員会を開催する。

本日の会議録署名委員は伊藤一委員、清島委員にお願いする。

第6回の会議録は、清島委員と伊藤三千代に、第7回の会議録は、伊藤三千代委員と大森委員に、第8回の会議録は、伊藤一委員と大森委員に署名をお願いする。  
(会議録に署名)

教育長

本日の議案第23号及び報告第26号は、「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。

(全員賛成)

教育長

全員賛成なので、これについては非公開とする。

教育長

それでは、審議事項に入る。

議案第21号 「令和2年度教育委員会の活動について」説明願う。

教育企画課長

### 【説明要旨】

○ 本市教育のさらなる充実発展に向け、教育現場の実態や意向を踏まえた教育行政の推進を図るため、令和2年度の教育委員会の活動について決定するもの。

(主な内容)

・ 活動方針について、GIGA スクール構想の実現や新設小学校の整備など今年度の重点課題を捉えるとともに、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害など突発的な危機にも適切に対応していくため、(1)～(4)の活動方針を掲げ、取り組むこととする。

(1) 主要事業の進行管理や委員の主担当課制を実施することでチェック機能の強化を図る。

(2) 委員の皆様からの提案による自由討議の実施などにより議論のより一層の活性化を図る。

(3) 教育関係者との懇談会や教育施設等の視察の効果的な実施などによって教育現場の意向や実態の把握に努める。

(4) 総合教育会議を通して市長と教育方策の方向性の共有や、市議会との意見交換会を通して市長、市議会との連携を強化する。

- ・ 特に力を入れる取り組みとして、(2) 教育委員会会議における議論のより一層の活性化については委員提案による自由討議の充実、(3) 教育現場意向や実態の把握については委員 de サロンの充実を提案する。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

教育長

それでは、議案第21号を決定してよろしいか。

(全員了承)

教育長

議案第21号を決定する。

教育長

議案第22号 「宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正」について、説明願う。

教育企画課長

**【説明要旨】**

- 令和3年4月開校予定の「ゆいの杜小学校」の通学区域を定めるもの
  - ・ 通学区域は以下の通り

刈沼町の一部、野高谷町の一部、満美穴町の一部、ゆいの杜1丁目、ゆいの杜2丁目の一部、ゆいの杜3丁目、ゆいの杜4丁目、ゆいの杜5丁目、ゆいの杜6丁目、ゆいの杜7丁目、ゆいの杜8丁目

- ・ 区域決定の理由は、通学区域審議会からの答申を踏まえ、教育環境上の課題や通学距離・安全性、地域活動等への影響のほか、地域及び保護者からの意見などを総合的に考慮した結果、「ゆいの杜自治会」及び「ゆいの杜野高谷自治会」の2自治会の区域とするもの。
- ・ ゆいの杜小学校の開校の令和3年4月1日から実施する。
- ・ 通過措置として、開校の前年度に清原中央小学校に在籍する児童については、就学指定校変更の申請手続により、引き続き清原中央小学校に通学できるようにする。
- ・ 清原中央小学校に通学を希望する児童は、昨年7月の時点では11名おり、今年も6月～7月にかけて意向調査を実施する予定

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

伊藤(三)委員

通学区域は明確に線引きされるのか。それとも区域ギリギリの人は希望とかはだせるのか。

教育企画課長

自治会の区域は必ずしも明確に線引きできるものではなく、通学区域の外に住んでいても学区内の自治会に属している人もいて、この場合はゆいの杜小学校に通うことができる扱いとなる。

伊藤(三)委員

入り組んでいるところはお隣同士いっしょが良いというのもあって、私の地区の所は認められていたりするので、そういったことは最初からわかっていた方がいいと考えた。

教育企画課長

地図上で便宜上線を引いているが、どの自治会に入るかというのは選択できるので、必ずしも線の中に住んでいなくても該当する自治会の方がいれば適応される。

大森委員

新5年6年生となると新しい学校に1年2年いるようなことになると思うが、現時点でどれくらい希望している人がいるか把握しているか。

教育企画課長

昨年の7月の時点で清原中央小学校に引き続き通学を希望する児童は11名い

大森委員  
教育企画課長  
教育長  
教育長  
教育長

る。今年度はこれから意向調査を実施するため、現段階では把握できていない。  
11名の内訳はわかっているのか。  
昨年の7月時点の11名の内訳については、4年生が4名、3年生が4名、2年生が3名の計11名になっている。  
昨年の調査なので入学するときは、さらに2学年進んでいることになる。  
それでは、議案22号を決定してよろしいか。  
(全員了承)  
議題22号を決定する。

教育長  
総務担当主幹

次に、報告事項に入る。  
報告第25号 「令和2年度教育委員会主要事業について」説明願う

**【説明要旨】**

- 教育委員会基本方針に基づき、教育委員会として推進する主要事業を次の通り定める。
- ・ 教育企画課  
人づくりの推進、ゆいの杜小学校の開校準備（学校管理課共管）
  - ・ 学校管理課  
GIGA スクール構想の現実、学校施設の老朽化対策の計画的推進、小中学校のトイレ洋式化の計画的推進
  - ・ 学校教育課  
宇都宮学の推進、学力の向上、学校における働き方改革の推進、いじめ防止対策など児童生徒指導の強化
  - ・ 学校健康課  
食育の推進、体力向上の推進、適切な部活動運営
  - ・ 生涯学習課  
市民の主体的な学習活動の促進・支援、宮っ子ステーション事業の充実、市民の読書活動の推進
  - ・ 文化課  
歴史文化基本構想の推進、日本遺産を通じた大谷石文化の保存・活用の推進、百人一首事業の推進
  - ・ スポーツ振興課  
「ひとり1スポーツ」の推進、スポーツ環境の充実
  - ・ 教育センター  
特別支援教育の推進、不登校対策の強化、教職員の資質・能力の向上、情報教育の推進とICTの効果的な活用

教育長  
伊藤(一)委員

説明は以上だが、質疑などはあるか。  
トイレの洋式化について、便座に直接座ることになるから、「衛生面に注意しながら」などの一文を入れた方がいいと思う。実際には除菌クリーナーなどを設置するという方向になると思うが、みんなが気にする時代になってきたので、予算措置などを考えながら、その一文を入れていただくことをお願いしたい。また、GIGA スク

学校管理課長	<p>ールについて生徒1人1台端末は令和2年度末には何%の進捗率が伺いたい。</p> <p>小学校5, 6年生, 中学校1年生に1人1台端末を考えていて, 13, 000台の導入を今年度中に予定している。これから調達の手続きに入るが, この状況であることと, 4月7日付けで国の方から補正予算が提示されたが, そのなかでは小学校1年生から中学校3年生までの端末の調達に関して大きな補正予算が出ているため, これまでの予定以上の整備を進めていきたいと思う。</p>
伊藤(一)委員	<p>学校教育課や教育センターは, オンライン学習をどれだけ進められるかについてどう考えているのか。そもそも, オンライン学習を行う機械がないという状況にもなっているという報道もあるので, 難しいところもあると思う。しかし, この状況がどこまで長引くのか, 1年とか1年半だとかという話も聞くので, そうなるといつまでもこういう状況が続くとなると, 一定程度の教育環境を与えなければならないので, そのあたりをまとめておかなければならないと考えている。</p>
教育センター所長	<p>家庭での活用といった時に学校で子どもたちに配り, 端末を1人1つ持ち帰ろうというのは課題がある。こういう状況の中でどう活用できるか, これについては現在, 学校教育課, 学校管理課, そして教育センターで協議をしているところである。現状でいうと家庭でのスマートフォンなどをうまく活用する方法がある。ソフトがどういったものがあるかなどを洗い出しているところである。こういう状況が長く続くということで, むしろこの機会を好機と捉えて, 3課で連携しながら検討を進めている。</p>
伊藤(一)委員	<p>世の中ではテレワークもそうだが, オンライン化する流れになっていて, ひとつの節目であると考えている。もちろんオンラインで教育が全部できるとは考えず, 現場の授業が大切だと考えているが, 補充するものとして必要な時代になってきたと思うので, そういった取り組みを考えて協議されているというのは安心した。</p>
教育長 学校管理課長	<p>トイレの洋式化についてはどうであるか。</p> <p>洋式化について補足するが, 衛生環境の保持については, 除菌クリーナーは設置していないが, 乾式化ということで, 床にタイルを敷き, 水を流して掃除するタイプから, いわゆるドライタイプの拭き掃除だけで済むようなものに変えて, 雑菌の繁殖を防止したり, 今の状況だと特に換気が問われると思うので, 換気扇の設置などの取り組みを考えている。ほかにもやれる範囲の衛生環境のことは今後いろいろな手法でやっていければと思う。</p>
教育長	<p>クリーナーを全部のボックスに一つずつ設置するとなると相当予算が必要である。</p>
大森委員	<p>酔ってしまうかもしれないと思うが, 子どもたちは70%エタノールをトイレットペーパーにつけて除菌するといったことも考えられる。</p>
伊藤(一)委員	<p>気になるのであれば, 自分で除菌する子もいるのではないだろうか。接触という話が出ているので少し気になる子もいるのではないだろうか。連鎖が怖いので, 簡略的な方法でも良いと思う。</p>
学校管理課長 清島委員	<p>実際の学校現場の話聞きながら, やれることを検討していきたい。</p> <p>コロナ対策でかなり予定が変わってしまう事業もあると思うが, 主要事項において現段階で変更を検討しているところがあれば教えていただきたい。</p>
教育文化課長	<p>市民芸術祭は影響が出ていて, 規模を縮小してやれることを絞って今年は開催し</p>

学校教育課長	<p>ようと思う。</p> <p>小学校の英語の教科化や中学校英語の高度化の中で、イングリッシュキャンプを冒険活動センターで行っているが、なかなか実施は難しいと考えられる。現在、検討中である。</p>
教育長	<p>それでは、報告第25号を承認してよろしいか。 (全員了承)</p>
教育長	<p>報告第25号を承認する。</p>
教育長	<p>報告第27号 「令和元年度宇都宮市奨学金貸付者の選考結果について」説明願う。</p>
教育企画課長	<p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象は令和元年度に学校教育法に基づき、高等学校、大学、大学院、専修学校に在学する者</li> <li>○ 申請資格 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市市民の被扶養者で、経済的理由により就学が困難であること</li> <li>・ 連帯保証人を2名選任できること</li> <li>・ 前年中の認定所得金額が本市の定める所得基準以下であること</li> </ul> </li> <li>○ 募集期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成31年2月1日～令和2年1月31日通年</li> </ul> </li> <li>○ 選考結果 <p>応募者99名から選考委員会において、選考基準に基づき99名全員を選考した。</p> <p>そのうち貸付前辞退等の8名を除く91名に貸付した。</p> </li> </ul>
教育長 伊藤(一)委員	<p>説明は以上だが、質疑などはあるか。</p> <p>交通遺児に関しては結構0が続いているのか。あしなが育英金というものがあり、今年は100回目の節目であったが、街頭募金の活動ができないと非常に苦労されているようである。宇都宮でも交通遺児を対象とした奨学金があるけれども、それは利用されていないようである。宇都宮でも交通遺児がないというわけではないと思うが、ほとんど利用している人はいないのかどうか尋ねたい。</p>
教育企画課長	<p>高校については平成29年度から0、大学については平成26年～28年度おひとりおふたりの程度の実績となっている。</p>
伊藤(一)委員	<p>基本的に交通事故が減っていて、死者数は30年で3分の1くらいになっている。日本全国10,000人くらいいたのが、3,000人程になっているから、そういった意味でも遺児は減っているのかもしれない。しかし、制度を知らないかもしれないから、そのあしなが育英金の方で苦労している方々にもこういった制度もあることを知ったら良いと思った。しかし、宇都宮には必要ないのかもしれない。</p>
清島委員 教育企画課長	<p>8名の方が辞退したということだが、理由などが分かっていたらお尋ねしたい。</p> <p>申し込みはしたが別のお金の工面ができた方や、高校でいうと私立ではなく県立の方に決まったということで、必要なくなった方がいる。</p>

教育長	それでは、報告第27号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第27号を承認する。
教育長	報告第28号 「令和元年度宇都宮市入学一時金貸付者の選考結果について」 説明願う。
教育企画課長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象は令和2年4月1日に学校教育法に基づき、高等学校、大学、大学院、専修学校の通わせる者がいる保護者。</li> <li>○ 申請資格 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税の滞納がないこと</li> <li>・ 連帯保証人を1名選任できること</li> <li>・ 他の入学一時金の貸付を受けていないこと</li> <li>・ 前年中の認定所得金額が本市の定める所得金額以下であること。</li> </ul> </li> <li>○ 募集期間 令和元年9月2日～令和2年3月17日</li> <li>○ 選考結果 応募者31名から選考委員会において、選考基準に基づき31名全員を選考した。 そのうち貸付前辞退等の3名を除く28名に貸付した。</li> </ul> </div>
教育長	説明は以上だが、質疑などはあるか。
伊藤(三)委員	先ほどの奨学金貸付者の募集期間に対し、入学一時金貸付の応募の期間が3月17日までというのは理由があるのかお尋ねしたい。
教課長育企画	入学一時金の貸付なので、入学前の納入に間に合うような期日で設定すると3月17日であり、これを過ぎると納付に間に合わない。
教育長	先ほどの奨学金の方は通年で貸し付けている。
伊藤(一)委員	だいぶ増えてよかった、しかも私立でかなりお金がかかる所で役にたっているのは良いことである。
教育長	それでは、報告第28号を承認してよろしいか。 (全員了承)
教育長	報告第28号を承認する。
教育長	報告第29号 「教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程の一部改正」 について説明願う
教育企画課長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計年度任用職員の任免については各課長を専決者とする。</li> <li>・ 本規程で規定している別表第1の各課共通の専決事項のうち、「臨時職員の雇用」を削除し、「会計年度任用職員の任免」を追加する。</li> <li>・ 「育児休業等の承認」と「通勤の認定」について各課長を専決者とする。</li> </ul> </li> </ul> </div>

- ・ 別表第2の教育企画課に関する事項にある「育児休業等の承認」と「通勤の認定」から会計年度任用職員を除外する。
- ・ 賃金の項目を削除する。
- ・ 別表第2の学校管理課及び学校健康課に関する事項については、「嘱託員及び臨時職員の任免に関する事務」を削除する。
- ・ 施行期日は、令和2年4月1日

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

教育長

それでは、報告第29号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第29号を承認する。

教育長

報告第30号 「宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正」について説明願う

教育企画課長

**【説明要旨】**

○ 改正の内容

- ・ 令和2年度の機構改革に伴い、市長部局に宇都宮市国体・障害者スポーツ大会局が新設され、国体推進課が廃止されたことに伴い、本規程の別表における国体推進課の課名及び文書記号を削除する。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

教育長

それでは、報告第30号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第30号を承認する。

教育長

報告第31号 「宇都宮市教育委員会の会計年度任用職員の人事評価の実施に関する規程の制定について」及び報告第32号「宇都宮市教育委員会の職員の人事評価の実施に関する規程の一部改正」については関連があるため、合わせて説明願う

教課長育企画

**【説明要旨】**

○ 宇都宮市教育委員会の会計年度任用職員の人事評価の実施に関する規程の制定について

- ・ 地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき、宇都宮市教育委員会で任用する会計年度任用職員については、宇都宮市教育委員会において人事評価に関し必要な事項を定める必要があることから、新たに規程を制定する。
- ・ 内容は、市長部局の人事評価制度を準用する。

○ 「宇都宮市教育委員会の職員の人事評価の実施に関する規程」の一部改正について

- ・ 評価対象となる職員を、一般職である正規職員や再任用職員等としているが、新たに導入される会計年度任用職員の人事評価については別に規程



を定めたことから、評価対象となる職員から「会計年度任用職員」を除く。

- ・ 施行期日は令和2年4月1日

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

伊藤(一)委員

人事評価の規定の7条に基づいて評価結果の開示というものは実際に複数件行われているのか尋ねたい。

教育企画課長

会計年度任用職員の人事評価について、この仕組み自体が今年始まったばかりで、評価の実績がないため、開示する実績がない。もし評価が始まると通常職員と同様に開示する必要があると考えている。

伊藤(一)委員

会計年度任用職員以外の場合でもこのような制度があるということによろしいか。結構この制度が活発的に利用されているか実態を知りたい。評価結果の開示を求めるのは勇気があるものであり、そのあたりがきちんとなされているのか。

教育企画課長

分かる範囲でお答えすると、開示の意味合いが、広く市民に開示しているということではなく、また情報公開請求があって開示しているという意味合いではなく、採用面接をした際に、本人にはしっかりと開示しているという意味が大部分を占めている。

教育長

それでは、報告第31号及び報告第32号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第31号及び報告第32号を承認する。

教育長

報告第33号 「新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言に伴う小中学校の休業」について説明願う

学校教育課長

#### 【説明要旨】

- 4月9日(木)から4月22日(水)までの小中学校の臨時休業
    - ・ 4月7日に感染警戒地域を対象に緊急事態宣言を発令した。同時に県が県立学校の休業を4月9日に発令したため、各県内市町にも同様の取組を行うよう要請があった。
  - 本市の対応
    - 基本的な考え方
      - ・ 感染者が拡大している1都3県は、関わりが深い県であり、児童生徒の安全確保を第一に考えて対策を講じる必要がある。
      - ・ 感染拡大に対する警戒が必要であるが、児童生徒に対して今後の生活に関する指導の場が必要である。
      - ・ それらを踏まえた具体的な対応として、市立全小中学校の臨時休業の期間を4月9日(木)～4月22日(水)とする
      - ・ 在校生に対し3月2日からの長期休業に生活の乱れやストレス等の改善の場が必要なため、在校生に対し8日(水)は登校日とし、9日から臨時休校とした。
      - ・ 新入生に対し、人生の節目となるかけがえのない行事であることから、3密を最大限排除、また会場入室前後の手洗いを徹底しながら
- 中学校 令和2年4月9日(木)

小学校 令和2年4月10日(金)

で入学式を実施した。

- ・ 3密を避けるため、校庭で入学式を実施した小中学校は3/93校
- ・ 全小中学校で、式典の内容縮小、換気、座席の間隔をあけるなど工夫
- ・ 中学校は過密を避けるため、保護者の入場をご遠慮いただいた(別室でのビデオ中継)

部活動に関して

- ・ 4月23日以降再開

学童保育に関して

- ・ 3月の長期休業期間中と同様時間、継続して児童を受け入れる。
- ・ 突発的な対応で、日中の指導員の確保が困難な場合は、緊急対応措置として教職員が従事するよう依頼して対応
- ・ 全都道府県の緊急事態宣言を受けて、4月22日以降の休業の延長の見据えて速やかに情報をお伝えできるよう準備を進めている

教育長  
伊藤(三)委員

説明は以上だが、質疑などはあるか。

日中、子どもの家を開校する中で年度始めに新1年を受け入れるなどの業務もあり、急遽短期間で対応を求められている中、トラブルなど何かお話があったらお聞かせ願いたい。

清島委員

学校の先生がこどもの家の保育に関わるということをやっていたようだが、先月段階で聞いた数字はあるが、今月になってからの数字もお尋ねしたい。

生涯学習課長

子どもの家については、指導員さんも学校と協力しながらやっている。人数として、4月以降1年生が入ってきて若干現場的には増えてきたと思うが、コロナ対策の自粛で、3月は44%の登録児童が通っていたが、4月になって47%と若干増えている。多くの学校で教職員も協力してもらっているが、具体的な数字まではわからない。

教育長

休業の延長になった場合、子どもの家の方も指導員さんたちかなり疲弊しているので、更なる教職員の協力が必要になるだろうと考えられる。

伊藤(三)委員  
大森委員

年度末で報告書や契約などで書類作りだけでもご苦労が見えたところがあった。

子どもたちは臨時休業ということで対処していると思うが、教職員の方々は交代で休業に入っているのか、何割くらい勤務されているのか、数値があればお尋ねしたい。

学校教育課長

具体的な数字は手元にはないが、概ね学校の職員数を半分に分けたり、三交代制にしてローテーションを作ったりしながら在宅勤務や子どもの家の支援をしている。感染防止対策を踏まえながらも地域とともにある学校づくりのもと、支援を行っている。

大森委員  
学校教育課長

職員室で密集・密接になっていないということで良いか。

勤務する教職員も場所としては、学校はかなり教室もあるので、担任は教室に行くなどして、分散しながら、三密を防ぎながらやっている。

教育長  
学校教育課長

そもそも県からの通知を受けてやっていることで良いか。

県から、感染防止対策として在宅勤務を推進しているということで、学校の実態に応じて、例えば学年にひとり残すなど、保護者の対応をできるような人数を揃え

ながら対応している状況である。

伊藤(三)委員

休業中の授業をどこかでフォローしなければならないといった時に、今のうちに先生にもお休みいただいた方がいいのではないかと。先生方は今も一生懸命仕事をされている。夏休みがどうなるかわからないと思うと負担が多くかかると思う。

学校教育課長

授業日の損失が課題であり、そうするとどうしても夏季休業中の授業日を設定してやるということで進めているが、教職員の負担、子どもたちの負担というのが夏の場合あるため、そういったところを配慮しながら教育活動を練っているところである。

教育長

それでは、報告第33号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第33号を承認する。

教育長

報告第34号 「宇都宮市公園条例施行規則の一部改正」について説明願う。

スポーツ振興課長

**【説明要旨】**

○ 休日、開設期間及び使用時間について

現行の河内総合運動公園における休日の「屋内プールにあっては」を削除し、7月29日から8月31日のいわゆる夏季休暇期間中においては休日がない。

○ 附属設備の使用料について

宮原運動公園庭球場の欄にシャワーを加える。こちらについては、現在管理事務所を建て替えており、今までなかったシャワーを設備するため、その料金を設定する。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか

(特になし)

教育長

それでは、報告第34号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第34号を承認する

教育長

次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

**【公開できる案件の終了】**

教育長

これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いします。

○ 議案第23号 宇都宮市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

⇒ 決定

○ 報告第26号 教育行政相談の内容と対応について

⇒ 承認

教育長

最後に、事務局から連絡事項をお願いする。

事務局

連絡事項説明（教育企画課長補佐）

- このあとの予定について  
このあと、休憩をはさんで、委員 de サロンと連絡事項を行う。
- 今後の会議等について
  - ・ 5月27日（水） 午前9時～ 教育委員会定例会

教育長

以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻午後2時50分

署名委員

---

署名委員

---